

令和 7 年第 3 回加須市議会定例会

条 例 新 旧 対 照 表

令和 7 年 9 月 2 日招集

加 須 市

目

次

第 7 0 号議案	加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 ……	1
第 7 1 号議案	加須市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 ……	5
第 7 2 号議案	加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び加須市職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例 加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 ……	6
	加須市職員の育児休業等に関する条例 ……	9
第 7 3 号議案	加須市魅力ある学校づくり審議会条例 加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 ……	1 3
第 7 4 号議案	加須市放課後児童健全育成室条例の一部を改正する条例 ……	1 4
第 7 5 号議案	加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 ……	1 9
第 7 6 号議案	加須市環境保全条例の一部を改正する条例 ……	2 2

加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第1条～第3条 略 （個人番号の利用） 第4条 <u>法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。</u> （1） <u>別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務</u> （2） <u>市長又は加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務</u> （3） <u>市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務</u> （4） <u>市長又は教育委員会が住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務</u> 2 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、<u>次の各号に掲げるいずれかの情報であって自ら</u> <u>が保有するものを利用することができる。</u> （1） <u>別表第1の右欄に掲げる特定個人情報（法の規定により、情報提</u>	加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第1条～第3条 略 （個人番号の利用） 第4条 <u>法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。</u> 2 別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度において、<u>同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報を受けることができる場合は、この限りでない。</u> 〔新設〕

改 正 後	現 行																					
<u>供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から受けることができる特定個人情報を除く。)</u> <u>(2) 住登外者宛名情報</u> <u>3 市長又は教育委員会は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を処理するために必要な限度において、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>4 略</u> <u>5 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度において、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>6 前4項の規定による特定個人情報、住登外者宛名情報又は利用特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報等</u> <u>と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> 第5条・第6条 略 別表第1（第4条関係） <table><tr><th>機 関</th><th>事 務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td colspan="3">1～30 略</td></tr></table> 〔削る〕	機 関	事 務	特定個人情報	1～30 略			〔新設〕 〔新設〕 <u>3 略</u> 〔新設〕 <u>4 第2項の規定による特定個人情報及び前項の規定による利用特定個人情報</u> <u>の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報及び当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> 第5条・第6条 略 別表第1（第4条関係） <table><tr><th>機 関</th><th>事 務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td colspan="3">1～30 略</td></tr><tr><td rowspan="4">31 市長</td><td>生活保護法の規定に準じて行</td><td>生活保護関係情報、地方税関</td></tr><tr><td>う生活に困窮する外国人に対</td><td>係情報、年金給付関係情報、中</td></tr><tr><td>する保護の措置に関する事務</td><td>国残留邦人等支援給付等関係</td></tr><tr><td>であって規則で定めるもの</td><td>情報、医療保険給付関係情報、 介護保険給付等関係情報、児 童扶養手当法による児童扶養</td></tr></table>	機 関	事 務	特定個人情報	1～30 略			31 市長	生活保護法の規定に準じて行	生活保護関係情報、地方税関	う生活に困窮する外国人に対	係情報、年金給付関係情報、中	する保護の措置に関する事務	国残留邦人等支援給付等関係	であって規則で定めるもの	情報、医療保険給付関係情報、 介護保険給付等関係情報、児 童扶養手当法による児童扶養
機 関	事 務	特定個人情報																				
1～30 略																						
機 関	事 務	特定個人情報																				
1～30 略																						
31 市長	生活保護法の規定に準じて行	生活保護関係情報、地方税関																				
	う生活に困窮する外国人に対	係情報、年金給付関係情報、中																				
	する保護の措置に関する事務	国残留邦人等支援給付等関係																				
	であって規則で定めるもの	情報、医療保険給付関係情報、 介護保険給付等関係情報、児 童扶養手当法による児童扶養																				

改正後	現 行		
			手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１

改 正 後				現 行			
						0 2号) による年金生活者支援給付金の支給に関する情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第3 8 号) 第3 条第3 項第1 号から第3 号までに規定する事項であって規則で定めるもの	
3 1 略				3 2 略			
別表第2 (第5 条関係)				別表第2 (第5 条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 ～ 5 略				1 ～ 5 略			
6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会	住登外者宛名情報	〔新設〕			
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報	〔新設〕			

加須市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
加須市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 第1条 略 （職員の派遣） 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 （1）～（3） 略 （4） <u>一般社団法人加須市物産観光協会</u> 2・3 略 第3条～第9条 略	加須市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 第1条 略 （職員の派遣） 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 （1）～（3） 略 〔新設〕 2・3 略 第3条～第9条 略

加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び加須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第 1 条による改正】

改 正 後	現 行
加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 第 1 条～第 1 4 条 略 (介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 2 0 条第 1 項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 箇月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 第 1 5 条の 2～第 1 8 条 略 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> 第 1 9 条 <u>任命権者は、加須市職員の育児休業等に関する条例(平成 2 2 年加須市条例第 3 3 号)第 2 3 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項</u>	加須市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 第 1 条～第 1 4 条 略 (介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第 1 9 条第 1 項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、市長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 箇月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 第 1 5 条の 2～第 1 8 条 略 〔新設〕

改正後	現 行
<u>の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（１） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（２） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（３） 加須市職員の育児休業等に関する条例第２３条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>２ 任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（１） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>（３） 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>３ 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>	

改 正 後	現 行
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第20条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 <u>第21条・第22条</u> 略	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第19条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 <u>第20条・第21条</u> 略

【第2条による改正】

改 正 後	現 行
加須市職員の育児休業等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項及び第14条(育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第18条 略 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。) (第1号部分休業の承認) 第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。	加須市職員の育児休業等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項_____、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項及び第14条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項_____の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第18条 略 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く(_____。) (部分休業_____の承認) 第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この

改正後	現行
2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき</u>	<u>条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 〔新設〕

改 正 後	現 行
<u>当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> 第20条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> 第20条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第20条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条の規定にかかわらず、その</u>	〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条の規定にかかわらず、その

改 正 後	現 行
勤務しない１時間につき、給与条例第２３条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第２２条 育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。</u> 第２３条～第２５条 略	勤務しない１時間につき、給与条例第２３条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第２２条 第１３条の規定は、部分休業について準用する。</u> 第２３条～第２５条 略

加須市魅力ある学校づくり審議会条例 新旧対照表

【附則第2項による改正】

改 正 後								現 行							
加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 本則・附則 略 別表（第2条、第3条関係）								加須市特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 本則・附則 略 別表（第2条、第3条関係）							
区分				日額 旅費	普通旅費			区分				日額 旅費	普通旅費		
職名		報酬額	車賃(1キロメートルにつき)		日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	職名		報酬額	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(1夜につき)		
1～57 略								1～57 略							
58	魅力ある学校づくり審議会	会長	日額 7,600円	1,200円	37円	2,600円	14,400円	〔新設〕							
		委員	日額 6,700円				円								

加須市放課後児童健全育成室条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後			現 行		
加須市放課後児童健全育成室条例			加須市放課後児童健全育成室条例		
第1条 略			第1条 略		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 放課後児童健全育成室の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 放課後児童健全育成室の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
加須市加須小学校放課後児童健全育成室	略	124人	加須市加須小学校放課後児童健全育成室	略	65人
加須市加須南小学校放課後児童健全育成室	略	85人	加須市加須南小学校放課後児童健全育成室	略	60人
加須市不動岡小学校放課後児童健全育成室	略	108人	加須市不動岡小学校放課後児童健全育成室	略	50人
加須市三俣小学校放課後児童健全育成室	略	126人	加須市三俣小学校放課後児童健全育成室	略	75人
加須市礼羽小学校放課後児童健全育成室	加須市礼羽560番地	81人	加須市礼羽小学校放課後児童健全育成室	加須市馬内622番地	50人
加須市大桑小学校放課後児童健全育成室	略	190人	加須市大桑小学校放課後児童健全育成室	略	115人
加須市花崎北小学校放課後児童健全育成室	略	116人	加須市花崎北小学校放課後児童健全育成室	略	95人
加須市水深小学校第一放課後児童健全育成室	略	82人	加須市水深小学校第一放課後児童健全育成室	略	65人
加須市水深小学校第二放課後児童健全育成室	略	48人	加須市水深小学校第二放課後児童健全育成室	略	45人
加須市水深小学校第三放課	略	85人	加須市水深小学校第三放課	略	40人

改 正 後			現 行		
後児童健全育成室			後児童健全育成室		
加須市樋遣川小学校放課後児童健全育成室	略	39人	加須市樋遣川小学校放課後児童健全育成室	略	30人
加須市志多見小学校放課後児童健全育成室	略	38人	加須市志多見小学校放課後児童健全育成室	略	25人
加須市大越小学校放課後児童健全育成室	加須市大越2115番地	40人	〔新設〕		
加須市騎西放課後児童健全育成室	略	55人	加須市騎西放課後児童健全育成室	略	45人
略			略		
加須市種足放課後児童健全育成室	略	48人	加須市種足放課後児童健全育成室	略	40人
加須市鴻荃放課後児童健全育成室	略	62人	加須市鴻荃放課後児童健全育成室	略	50人
加須市高柳放課後児童健全育成室	略	130人	加須市高柳放課後児童健全育成室	略	70人
加須市北川辺西放課後児童健全育成室	略	71人	加須市北川辺西放課後児童健全育成室	略	70人
加須市北川辺東放課後児童健全育成室（きらきら第1）	略	43人	加須市北川辺東放課後児童健全育成室	略	35人
加須市北川辺東放課後児童健全育成室（きらきら第2）	加須市向古河54番地	31人	〔新設〕		
加須市大利根東放課後児童健全育成たなばた室	略	77人	加須市大利根東放課後児童健全育成たなばた室	略	60人
加須市原道放課後児童健全育成のぎく室	略	38人	加須市原道放課後児童健全育成のぎく室	略	30人

改 正 後			現 行				
加須市元和放課後児童健全育成かえで室	略	1 8 2 人	加須市元和放課後児童健全育成かえで室	略	3 0 人		
加須市豊野放課後児童健全育成もみじ室	略	3 8 人	加須市豊野放課後児童健全育成もみじ室	略	3 0 人		
第 3 条～第 1 9 条 略			第 3 条～第 1 9 条 略				
附 則 略			附 則 略				
別表第 1 略			別表第 1 略				
別表第 2（第 1 0 条関係）			別表第 2（第 1 0 条関係）				
施設名	保育料（月額）		施設名	保育料（月額）			
加須市騎西放課後児童健全育成室	略		加須市騎西放課後児童健全育成室	略			
加須市田ヶ谷放課後児童健全育成室							
加須市種足放課後児童健全育成室							
加須市鴻荳放課後児童健全育成室							
加須市高柳放課後児童健全育成室							
加須市北川辺西放課後児童健全育成室							
加須市北川辺東放課後児童健全育成室（きらきら第 1）							
加須市北川辺東放課後児童健全育成室（きらきら第 2）							
別表第 3（第 1 0 条関係）			別表第 3（第 1 0 条関係）				
施設名	階層	階層区分	保育料（月額）	施設名	階層	階層区分	保育料（月額）
加須市加須小学校放課後児童健全育成室	略	略	略	加須市加須小学校放課後児童健全育成室	略	略	略

改 正 後				現 行			
加須市加須南小学校放課後児童健全育成室				加須市加須南小学校放課後児童健全育成室			
加須市不動岡小学校放課後児童健全育成室				加須市不動岡小学校放課後児童健全育成室			
加須市三俣小学校放課後児童健全育成室				加須市三俣小学校放課後児童健全育成室			
加須市礼羽小学校放課後児童健全育成室				加須市礼羽小学校放課後児童健全育成室			
加須市大桑小学校放課後児童健全育成室				加須市大桑小学校放課後児童健全育成室			
加須市花崎北小学校放課後児童健全育成室				加須市花崎北小学校放課後児童健全育成室			
加須市水深小学校第一放課後児童健全育成室				加須市水深小学校第一放課後児童健全育成室			
加須市水深小学校第二放課後児童健全育成室				加須市水深小学校第二放課後児童健全育成室			
加須市水深小学校第三放課後児童健全育成室				加須市水深小学校第三放課後児童健全育成室			
加須市樋遣川小学校放課後児童健全育成室				加須市樋遣川小学校放課後児童健全育成室			
加須市志多見小学校放課後児童健全育成室				加須市志多見小学校放課後児童健全育成室			
加須市大越小学校放課後児童健全育成室							
加須市大利根東放課後児童健全育成たなばた室				加須市大利根東放課後児童健全育成たなばた室			

改 正 後				現 行			
加須市原道放課後児童健全育成のぎく室				加須市原道放課後児童健全育成のぎく室			
加須市元和放課後児童健全育成かえで室				加須市元和放課後児童健全育成かえで室			
加須市豊野放課後児童健全育成もみじ室				加須市豊野放課後児童健全育成もみじ室			
備考 略				備考 略			

加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級又は2級の障害を有するもの (4)・(5) 略 2・3 略 4 <u>この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項の規定により公費負担の対象となった医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号の精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)に係るものに限る。)の自己負担分(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者にあつては、精神通院医療に係る公費負担の対象とならなかった医療費の自己負担分を含む。)をいう。</u> (対象者) 第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」	加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例 第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) 略 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級_____の障害を有するもの (4)・(5) 略 2・3 略 〔新設〕 (対象者) 第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」

改正後	現行
という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 本市に住所を有する者(次に掲げる者を除く。) ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者</u> イ～コ 略 (2)～(13) 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (1)～(4) 略 (5) <u>前条第1項第3号に規定する重度心身障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者に限る。)であって、加須市子育て支援医療費支給に関する条例(平成22年加須市条例第135号)第3条に規定する対象児童であるもの又は加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成22年加須市条例第136号)に基づき受給者証の交付を受けることができるもの(税の申告等を行わないこと等の当該重度心身障害者の責めにより受給者証の交付が受けることができないものを含む。)</u> (6) <u>加須市子育て支援医療費支給に関する条例</u>	という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 本市に住所を有する者(次に掲げる者を除く。) ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所し、入院し、又は入居している者</u> イ～コ 略 (2)～(13) 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (1)～(4) 略 [新設] (5) <u>加須市子育て支援医療費支給に関する条例(平成22年加須市条</u>

改 正 後	現 行
_____に基づき医療費の支給を現に受けている者 (7) 加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例_____ _____に基づき医療費の支給を現に受けている者 (8) 略 (医療費助成金) 第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金(次の各号に掲げる重度心身障害者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める_____一部負担金を除く。)及び入院時食事療養標準負担額(対象者の満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。第8条第2項において同じ。)について、対象者に医療費助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については医療費助成金の支給の対象としない。 (1) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有する者に限る。) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金 (2) 第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者に限る。) 精神通院医療費以外の一部負担金 2・3 略 第5条～第13条 略	<u>例第135号</u>)に基づき医療費の支給を現に受けている者 (6) 加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成22年加須市条例第136号)に基づき医療費の支給を現に受けている者 (7) 略 (医療費助成金) 第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金(第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。)及び入院時食事療養標準負担額(対象者の満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。第8条第2項において同じ。)について、対象者に医療費助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないこと等の被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については医療費助成金の支給の対象としない。 2・3 略 第5条～第13条 略

加須市環境保全条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
加須市環境保全条例 目次 第1章 略 第2章 自然環境の保全 第1節 <u>土壌の汚染の防止（第11条—第13条）</u> 第2節 <u>河川等の水質の保全（第14条—第17条）</u> 第3節 <u>環境保全区域における行為に対する指導等（第18条—第21条）</u> 第3章 生活環境の保全 第1節 <u>空き地の管理（第22条—第24条）</u> 第2節 <u>自転車の放置の防止（第25条—第32条）</u> 第3節 <u>ごみ等の投棄の禁止（第33条—第40条）</u> 第4節 <u>生活環境の保全を阻害するその他の行為に対する指導等（第41条）</u> 第4章 <u>環境配慮事業（第42条—第51条）</u> 第5章 <u>雑則（第52条—第54条）</u> 第6章 <u>罰則（第55条・第56条）</u> 附則 第1章 総則 第1節 通則 第1条 略 （用語の意義）	加須市環境保全条例 目次 第1章 略 第2章 自然環境の保全 第1節 <u>土地の埋立て等の規制（第11条—第27条）</u> 第2節 <u>河川等の水質の保全（第28条—第31条）</u> 第3節 <u>環境保全区域における行為に対する指導等（第32条—第35条）</u> 第3章 生活環境の保全 第1節 <u>空き地の管理（第36条—第38条）</u> 第2節 <u>自転車の放置の防止（第39条—第46条）</u> 第3節 <u>ごみ等の投棄の禁止（第47条—第54条）</u> 第4節 <u>生活環境の保全を阻害するその他の行為に対する指導等（第55条）</u> 第4章 <u>環境配慮事業（第56条—第65条）</u> 第5章 <u>雑則（第66条—第68条）</u> 第6章 <u>罰則（第69条—第73条）</u> 附則 第1章 総則 第1節 通則 第1条 略 （用語の意義）

改 正 後	現 行
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 土砂の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。</u> 〔削る〕 〔削る〕 <u>(5)～(7) 略</u> 第2節 市の責務 第3条・第4条 略 第3節 市民の責務 第5条・第6条 略 第4節 事業者の責務 第7条～第10条 略 第2章 自然環境の保全 第1節 <u>土壌の汚染の防止</u> <u>（堆積に係る土地の汚染調査）</u> 第11条 <u>土砂の堆積を行う者は、当該土砂の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合においては、当該土砂の堆積に着手した日から起算して6月ごと（土砂の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が6月に満たない場合においては、完了又は廃止のとき）に、当該土砂の堆積に係る土地の区域の土砂</u>	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て及び盛土又はたい積をいう。</u> <u>(5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。</u> <u>(6) 土砂等 土砂及びこれに混入し、又はこれに付着したものであって、廃棄物以外のものをいう。</u> <u>(7)～(9) 略</u> 第2節 市の責務 第3条・第4条 略 第3節 市民の責務 第5条・第6条 略 第4節 事業者の責務 第7条～第10条 略 第2章 自然環境の保全 第1節 <u>土地の埋立て等の規制</u> <u>（埋立て等の許可）</u> 第11条 <u>埋立て等を施工しようとする者（以下「事業主」という。）は、埋立て等を施工しようとする区域（以下「事業区域」という。）の面積が500平方メートル以上となる場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、事業区域の面積が500平方メートル未満の場合であっても、当該事業区域に隣接する土地その他規則で定める土地におい</u>

改正後	現 行
<u>について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の堆積については、この限りでない。</u> <u>(1) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂の堆積で当該事業の区域における土砂のみを用いて行うもの</u> <u>(2) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂の堆積であって、規則の定めるところにより、市長に届け出たもの</u> <u>(3) 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積</u> <u>(4) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積</u> <u>(5) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積</u> <u>(6) その他土砂の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積</u> <u>(関係書類の閲覧)</u> <u>第12条 土砂の堆積を行う者は、規則の定めるところにより、当該土砂の堆積を行っている間、前条本文の規定により市長に届け出た書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</u>	<u>て、当該埋立て等を施工する日前2年以内に埋立て等が施工された面積又は埋立て等が施工中の面積及び事業区域の面積を合算した面積が500平方メートル以上となるときは、事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。</u> <u>2 次に掲げる埋立て等については、前項の規定は適用しない。</u> <u>(1) 規則で定める許可又は認可を受けた埋立て等</u> <u>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等</u> <u>(3) 国、地方公共団体又は別表第1に定める者（以下「国等」という。）が行う埋立て等</u> <u>(許可基準)</u> <u>第12条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があったときは、当該申請に係る埋立て等の計画及び施工方法が、次に掲げる基準に適合していると認めるときに許可するものとする。</u> <u>(1) 事業区域及びその周辺地域の災害の防止、通行の安全その他安全で良好な環境の保全に支障がない構造及び規模であること。</u> <u>(2) 事業計画が、総合治水対策を配慮したものであり、保水機能及び遊水機能に支障がないものであること。</u>

改 正 後	現 行
〔削る〕	<u>(3) 埋立て等の施工方法が、規則で定める施工基準に適合していること。</u> <u>(4) 事業に用いる土砂等の性状が、規則で定める土壌基準に適合していること。</u> <u>(許可の条件)</u> <u>第13条 市長は、第11条第1項の許可をするに当たり、災害を防止し、又は良好な環境を保全するため、必要な限度において同項の許可に条件を付することができる。</u>
〔削る〕	<u>(変更の許可)</u> <u>第14条 第11条第1項の許可を受けた事業主は、許可された事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u> <u>2 第12条及び前条の規定は、前項の許可について準用する。</u>
〔削る〕	<u>(開始の届出)</u> <u>第15条 事業主は、第11条第1項の許可を受けた埋立て等を開始しようとするときは、市長に届け出なければならない。</u>
〔削る〕	<u>(地位の承継)</u> <u>第16条 第11条第1項の許可を受けた事業主については、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該事業主の地位を承継する。</u> <u>2 前項の規定により事業主の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</u>
〔削る〕	<u>(許可の譲渡等の禁止)</u> <u>第17条 第11条第1項又は第14条第1項の許可を受けた事業主は、当該許可を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。</u>

改 正 後	現 行
〔削る〕	<u>（表示板の設置）</u> <u>第 1 8 条 第 1 1 条第 1 項の許可を受けた事業主及び事業主との契約により埋立て等を施工する者は、埋立て等の施工期間中、事業区域の見やすい場所に規則で定める表示板を設置しなければならない。</u>
〔削る〕	<u>（たい積の土砂等の量の届出）</u> <u>第 1 9 条 事業主は、施工する埋立て等がたい積である場合は、規則で定めるところにより、たい積を開始した日から 3 箇月ごとに当該 3 箇月を経過した日から 7 日以内（たい積を中止し、又は完了したときは、第 2 5 条の規定による届出のとき）に、搬入した土砂等の量及び搬出した土砂等の量を市長に届け出なければならない。</u>
〔削る〕	<u>（改善勧告）</u> <u>第 2 0 条 市長は、事業主が第 1 3 条に規定する許可の条件、規則で定める施工基準及び土壌基準に違反しているときは、当該許可の条件、施工基準及び土壌基準に適合するよう必要な措置を勧告することができる。</u>
〔削る〕	<u>（改善命令）</u> <u>第 2 1 条 市長は、事業主が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。</u>
〔削る〕	<u>（許可の取消し）</u> <u>第 2 2 条 市長は、事業主が偽りその他不正な手段により、第 1 1 条第 1 項若しくは第 1 4 条第 1 項の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。</u>
〔削る〕	<u>（中止命令）</u> <u>第 2 3 条 市長は、第 1 1 条第 1 項又は第 1 4 条第 1 項の許可を受けず埋立て等を施工している事業主に対し、当該埋立て等の中止を命ずることができる。</u>

改 正 後	現 行
〔削る〕	<u>（原状回復命令等）</u> <u>第 2 4 条 市長は、第 2 2 条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により埋立て等の中止を命じたときは、期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずることができる。</u>
〔削る〕	<u>（中止又は完了の届出等）</u> <u>第 2 5 条 第 1 1 条第 1 項の許可を受けた事業主は、埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から 1 0 日以内に市長に届け出なければならない。</u> <u>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第 1 3 条に規定する許可の条件又は規則で定める施工基準に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、事業主に対し、期限を定め必要な改善を命ずることができる。</u>
〔削る〕	<u>（事実の公表）</u> <u>第 2 6 条 市長は、第 2 4 条の規定による原状回復命令等又は前条第 2 項の規定による改善命令に従わなかった事業主について、その事実を公表する。</u>
（報告の徴収） <u>第 1 3 条 市長は、この節の施行に必要な限度において、<u>土砂の堆積</u>を行う事業者又は<u>土砂の堆積</u>に係る所有者若しくは占有者その他関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</u> 第 2 節 河川等の水質の保全 <u>第 1 4 条～第 1 7 条 略</u> 第 3 節 環境保全区域における行為に対する指導等 <u>第 1 8 条・第 1 9 条 略</u>	（報告の徴収） <u>第 2 7 条 市長は、この節の施行に必要な限度において、<u>埋立て等</u>を行う事業者又は<u>埋立て等</u>に係る所有者若しくは占有者その他関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</u> 第 2 節 河川等の水質の保全 <u>第 2 8 条～第 3 1 条 略</u> 第 3 節 環境保全区域における行為に対する指導等 <u>第 3 2 条・第 3 3 条 略</u>

改 正 後	現 行
(環境保全区域における行為の届出) <u>第20条</u> <u>第18条第1項</u>に規定する環境保全区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽易な行為等を実施しようとする者については、この限りでない。 (1)～(5) 略 <u>第21条</u> 略 第3章 生活環境の保全 第1節 空き地の管理 <u>第22条～第24条</u> 略 第2節 自転車の放置の防止 <u>第25条～第30条</u> 略 (保管自転車の措置) <u>第31条</u> 市長は、<u>第29条第1項</u>の規定により保管した自転車について、利用者等の確認に努めるとともに、利用者等を確認することができた自転車については、その利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。 2 略 (撤去等の費用の負担) <u>第32条</u> <u>第29条第1項</u>の規定により保管している自転車の利用者等は、当該自転車を引き取ろうとするときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第5項の規定により、当該自転車の撤去等に要した費用を負担するものとする。	(環境保全区域における行為の届出) <u>第34条</u> <u>第32条第1項</u>に規定する環境保全区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽易な行為等を実施しようとする者については、この限りでない。 (1)～(5) 略 <u>第35条</u> 略 第3章 生活環境の保全 第1節 空き地の管理 <u>第36条～第38条</u> 略 第2節 自転車の放置の防止 <u>第39条～第44条</u> 略 (保管自転車の措置) <u>第45条</u> 市長は、<u>第43条第1項</u>の規定により保管した自転車について、利用者等の確認に努めるとともに、利用者等を確認することができた自転車については、その利用者等に対し、速やかに引き取るよう通知するものとする。 2 略 (撤去等の費用の負担) <u>第46条</u> <u>第43条第1項</u>の規定により保管している自転車の利用者等は、当該自転車を引き取ろうとするときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第5項の規定により、当該自転車の撤去等に要した費用を負担するものとする。

改 正 後	現 行
2 略 第3節 ごみ等の投棄の禁止 <u>第33条～第36条</u> 略 (土地所有者等の責務) <u>第37条</u> <u>第34条</u>の規定による調査の結果、投棄者が判明しない場合には、排出事業者(ごみ等を排出した事業者又はその処理を委託した事業者をいう。)又はごみ等を投棄された土地の所有者若しくは管理者は、適正な措置を講ずるよう努めなければならない。 <u>第38条～第40条</u> 略 第4節 生活環境の保全を阻害するその他の行為に対する指導等 <u>第41条</u> 略 第4章 環境配慮事業 (環境配慮事業協議) <u>第42条</u> 環境の保全を図る上で配慮を必要とする_____ _____規則で定める事業(以下「環境配慮事業」という。)を実施しようとする者(以下「環境配慮事業者」という。)は、次に掲げる事項について、市長と協議しなければならない。 (1)～(3) 略 2・3 略 <u>第43条</u> 略 (環境配慮報告) <u>第44条</u> 環境配慮事業者は、前条の規定による手続が終了したときは、当該事業について検討を加え、次に掲げる事項を環境配慮報告書により、市長に報告しなければならない。	2 略 第3節 ごみ等の投棄の禁止 <u>第47条～第50条</u> 略 (土地所有者等の責務) <u>第51条</u> <u>第48条</u>の規定による調査の結果、投棄者が判明しない場合には、排出事業者(ごみ等を排出した事業者又はその処理を委託した事業者をいう。)又はごみ等を投棄された土地の所有者若しくは管理者は、適正な措置を講ずるよう努めなければならない。 <u>第52条～第54条</u> 略 第4節 生活環境の保全を阻害するその他の行為に対する指導等 <u>第55条</u> 略 第4章 環境配慮事業 (環境配慮事業協議) <u>第56条</u> 環境の保全を図る上で配慮を必要とする<u>別表第2に掲げる事業</u>で、規則で定める事業(以下「環境配慮事業」という。)を実施しようとする者(以下「環境配慮事業者」という。)は、次に掲げる事項について、市長と協議しなければならない。 (1)～(3) 略 2・3 略 <u>第57条</u> 略 (環境配慮報告) <u>第58条</u> 環境配慮事業者は、前条の規定による手続が終了したときは、当該事業について検討を加え、次に掲げる事項を環境配慮報告書により、市長に報告しなければならない。

改 正 後	現 行
(1) <u>第42条第1項各号</u>に掲げる事項 (2)～(4) 略 <u>第45条・第46条</u> 略 (許認可権者への要請) <u>第47条</u> 市長は、必要と認めた場合は、<u>第44条</u>の環境配慮報告書の写しを当該環境配慮事業に係る法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類する行為（以下「許認可」という。）を行う権限を有する者（以下「許認可権者」という。）に送付し、当該許認可権者に対し当該環境配慮事業の実施についての許認可等を行うに際して、<u>同条各号</u> _____ に掲げる事項について十分配慮するよう要請するものとする。 (環境配慮事業の再協議) <u>第48条</u> 市長は、環境配慮事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、環境配慮事業者に対し、<u>第42条第1項</u>に規定する協議を再度求めることができる。 (1)・(2) 略 <u>第49条</u> 略 (国等との調整) <u>第50条</u> 市長は、<u>国、地方公共団体又は規則で定める者</u>（以下これらを「<u>国等</u>」という。）が環境配慮事業を実施する場合におけるこの章の規定の適用については、国等と必要な調整を行うものとする。 <u>第51条</u> 略 第5章 雑則 <u>第52条～第54条</u> 略 第6章 罰則	(1) <u>第56条第1項各号</u>に掲げる事項 (2)～(4) 略 <u>第59条・第60条</u> 略 (許認可権者への要請) <u>第61条</u> 市長は、必要と認めた場合は、<u>第58条</u>の環境配慮報告書の写しを当該環境配慮事業に係る法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類する行為（以下「許認可」という。）を行う権限を有する者（以下「許認可権者」という。）に送付し、当該許認可権者に対し当該環境配慮事業の実施についての許認可等を行うに際して、<u>第58条各号</u>に掲げる事項について十分配慮するよう要請するものとする。 (環境配慮事業の再協議) <u>第62条</u> 市長は、環境配慮事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、環境配慮事業者に対し、<u>第56条第1項</u>に規定する協議を再度求めることができる。 (1)・(2) 略 <u>第63条</u> 略 (国等との調整) <u>第64条</u> 市長は、<u>国等が</u> _____ 環境配慮事業を実施する場合におけるこの章の規定の適用については、国等と必要な調整を行うものとする。 <u>第65条</u> 略 第5章 雑則 <u>第66条～第68条</u> 略 第6章 罰則

改 正 後	現 行																		
者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。 附 則 略 〔削る〕 〔削る〕	者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第69条から前条までの違反行為</u>をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。 附 則 略 <u>別表第1（第11条関係）</u> <table border="1"> <tr><td><u>1</u></td><td><u>独立行政法人都市再生機構</u></td></tr> <tr><td><u>2</u></td><td><u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u></td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td><u>独立行政法人環境再生保全機構</u></td></tr> <tr><td><u>4</u></td><td><u>埼玉県住宅供給公社</u></td></tr> <tr><td><u>5</u></td><td><u>その他国、県等が出資している法人でこれらに類するもの</u></td></tr> </table> <u>別表第2（第56条関係）</u> <table border="1"> <tr><td><u>1</u></td><td><u>産業廃棄物処理施設の設置及び施設の変更の事業</u></td></tr> <tr><td><u>2</u></td><td><u>産業廃棄物最終処分場の設置及び施設の変更の事業</u></td></tr> <tr><td><u>3</u></td><td><u>工場の新設及び施設の変更の事業</u></td></tr> <tr><td><u>4</u></td><td><u>その他市長が必要と認めた事業</u></td></tr> </table>	<u>1</u>	<u>独立行政法人都市再生機構</u>	<u>2</u>	<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>	<u>3</u>	<u>独立行政法人環境再生保全機構</u>	<u>4</u>	<u>埼玉県住宅供給公社</u>	<u>5</u>	<u>その他国、県等が出資している法人でこれらに類するもの</u>	<u>1</u>	<u>産業廃棄物処理施設の設置及び施設の変更の事業</u>	<u>2</u>	<u>産業廃棄物最終処分場の設置及び施設の変更の事業</u>	<u>3</u>	<u>工場の新設及び施設の変更の事業</u>	<u>4</u>	<u>その他市長が必要と認めた事業</u>
<u>1</u>	<u>独立行政法人都市再生機構</u>																		
<u>2</u>	<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>																		
<u>3</u>	<u>独立行政法人環境再生保全機構</u>																		
<u>4</u>	<u>埼玉県住宅供給公社</u>																		
<u>5</u>	<u>その他国、県等が出資している法人でこれらに類するもの</u>																		
<u>1</u>	<u>産業廃棄物処理施設の設置及び施設の変更の事業</u>																		
<u>2</u>	<u>産業廃棄物最終処分場の設置及び施設の変更の事業</u>																		
<u>3</u>	<u>工場の新設及び施設の変更の事業</u>																		
<u>4</u>	<u>その他市長が必要と認めた事業</u>																		